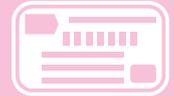


国民健康保険のお知らせ



給付係

055-934-4725

国保に加入するとき、やめるときは届け出が必要です

国民健康保険の加入・脱退の届け出は会社では行いません。

事実が発生した日から14日以内に、世帯主（または同じ世帯の人）が手続きを行ってください。

※市役所 1 階国民健康保険課のほか、市内の各市民窓口事務所でも受け付けています。

	こんなとき	持ち物
加 入	職場の健康保険をやめたときなど	<ul style="list-style-type: none">・加入していた健康保険の資格が失われたことを証明するもの（脱退連絡票など）・顔写真付きの本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

加入の届け出が遅れると、保険証のない期間の医療費が一旦全額自己負担になります。
また、さかのぼって保険料がかかります。

	こんなとき	持ち物
脱 退	職場の健康保険へ加入したときなど	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険の保険証・新しい保険証または加入連絡票・顔写真付きの本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

脱退の届け出が遅れると、必要のない保険料を納付することになります。

また、別の健康保険に加入した後に国民健康保険の保険証で診療を受けた場合は、

国民健康保険で負担した医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

※脱退の手続きは電子申請でも受け付けています。電子申請についての詳細は裏表紙をご確認ください。

給付係

055-934-4725

マイナ保険証をつくりましょう

受付にカードリーダーがある病院や薬局では、マイナンバーカードが保険証（マイナ保険証）として使えます。事前に保険証としての利用登録を行ってお使いください。受診する医療機関等の顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができるほか、自身のスマートフォン等を使用したマイナポータルアプリや、セブン銀行のATMからでも事前の利用登録が可能です。

詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。

厚生労働省HPはこちら



「マイナ受付」で…

○いつもの診療・薬剤処方が変わります

過去に処方された薬や特定健診などのデータを医師や薬剤師と共有することで、自分で説明しなくてもデータに基づく最適な医療が受けられます。

○支払いが変わります

支払いが高額になった場合、限度額適用認定証の発行・医療機関への提示なしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。



※紙の保険証は令和6年12月2日以降発行されなくなります。（12月1日時点でお手元にある保険証は、保険証に記載の有効期限まで使えます。）

※マイナンバーカードを紛失した場合は、コールセンター **[0120-95-0178 : 24時間365日受付]** に連絡してください。マイナ保険証としての利用を一時停止できます。

収納係
055-934-4727

国民健康保険料口座振替の申込がWebでできます。

Web口座振替受付サービスとは、口座振替の申込手続きをパソコンやスマートフォン等からインターネットを利用して行うサービスです。

口座振替依頼書の記入や届出印が不要で、金融機関や市役所に出向く必要もなく申込ができます。便利なWeb口座振替受付サービスをぜひご利用ください。

沼津市のHP か右のQRコードから受付サイトに行くことができます。

沼津市HP→市民のみなさんへ→国民健康保険

→Web口座振替受付サービスについて

→Web口座振替受付サービス申込サイト（外部リンク）



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

利用可能な金融機関等、詳細については、受付サイトをご確認ください。

受付サイトURL

https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/zei_hoken/kokuho/hokenryo/web.htm

収納係
055-934-4727

ショートメッセージによる催告を実施しています

国民健康保険料は、納期限内に口座振替により納付するのが原則です。

納付が納期限よりも一定期間遅れた場合に、督促状が発送されます。対象者の一部の方には、督促状が発送されたことを案内するショートメッセージを送信しています。ショートメッセージは、発信専用の電話番号（055-955-6221）から送信しています。

督促状は、ショートメッセージ送信後、2～3日で到着します。

期限内に金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

収納係
055-934-4727

自動音声電話による催告を実施しています

督促状送付後も納付がない方に対して、催告書を送付しています。

催告書送付後も納付がない方に対して、夜間や休日を含めて女性の自動音声による納付催告を実施しています。

自動音声電話は、発信専用の電話番号（055-955-6221）から発信しています。

発信専用の電話番号では、納付相談を受け付けることができないので、納付相談をご希望の場合には、平日日中か、夜間窓口開設時に収納係（055-934-4727）へ電話してください。

開設時間	令和6年									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
午後7時まで	8 (月)	28 (火)	13 (木)	26 (金)	26 (月)	10 (火)	31 (木)	11 (月)	13 (金)	28 (火)	20 (木)	28 (金)

納付の確認には数日かかるため、既に納付された場合でも、ショートメッセージや自動音声による催告が実施されることがあります。行き違いですのでご容赦ください。

※特殊詐欺にご注意ください。

(ショートメッセージや自動音声電話による催告では、特定の金融機関への口座振込や、暗証番号を聞き出したり、キャッシュカードの提出を求めたりすることはありません。)